

金沢勤労者プラザ利用料金表

{2023. 10月改定}

■ 会議・研修室

(消費税込)

室名	定員	形態	面積	通常期間 (4月21日～5月9日及び10月21日～10月31日)				冷暖房期間 (5月10日～10月20日及び11月1日～4月20日)			
				午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
				9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00	9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00
102 研修室 (1F)	12人	口の字型	23㎡	1,040	1,470	1,550	3,860	1,350	1,910	2,010	5,010
401 研修室 (4F)	12人	教室型 防音	30㎡	2,120	2,820	2,120	6,720	2,750	3,660	2,750	8,730
407 研修室 (4F)	12人	口の字型	25㎡	1,590	2,230	2,350	5,880	2,060	2,890	3,050	7,640
202 研修室 (2F)	20人	教室型 (2人掛)	48㎡	2,140	3,000	3,170	7,910	2,780	3,900	4,120	10,280
203 研修室 (2F)	24人										
302 研修室 (3F)	20人										
303 研修室 (3F)	24人										
204 研修室 (2F)	30人	教室型 (2人掛)	76㎡	3,220	4,530	4,780	11,940	4,180	5,880	6,210	15,520
304 研修室 (3F)	36人										
305 研修室 (3F)	36人										
103 研修室 (1F)	42人	教室型 (3人掛)	58㎡	2,680	3,780	3,970	9,930	3,480	4,910	5,160	12,900
406 研修室 (4F)	42人	教室型 (3人掛)	92㎡	3,870	5,450	5,730	14,340	5,030	7,080	7,440	18,640
201 会議室 (2F)	20人	舟形卓	57㎡	4,310	6,060	6,390	15,960	5,600	7,870	8,300	20,740
301 会議室 (3F)	16人										
101 研修室 (1F)	84人	教室型 (3人掛)	127㎡	5,040	7,100	7,480	18,680	6,550	9,230	9,720	24,280
多目的室 (1F)	400人	多目的ホール	507㎡	12,640	17,790	18,730	46,830	16,430	23,120	24,340	60,870
体育館 (2F)	600人	講演会型	1,101㎡					※体育館の冷暖房は入りません			
403 和室 (4F)	8人	和室	12.5畳	1,490	1,940	2,290	5,450	1,930	2,520	2,970	7,080
402 和室 (4F)	18人	和室	21畳	2,630	3,660	4,110	9,910	3,410	4,750	5,340	12,880
306 和室 (3F)	90人	(舞台付)	48畳	6,510	9,020	10,280	24,600	8,460	11,720	13,360	31,980
ミーティングルーム (1F)	16人	口の字型 部屋中央柱あり	67㎡	1,580	2,170	2,000	5,480	2,050	2,820	2,600	7,120
音楽室 (4F)	80人	ピアノ・防音	130㎡	7,770	10,360	7,770	24,680	10,100	13,460	10,100	32,080
料理実習室 (3F)	36人	調理台 (7台)	92㎡	4,810	6,310	6,580	17,020	6,250	8,200	8,550	22,120

※ 日曜日・祝日のご利用時間は、9:00～17:00です

■ 体育施設

室名	利用区分		一般	高校生以下	摘要
体育館、 多目的室	体育目的 専用利用	個人利用 1回当たり	150	120	体育館の専用利用は 半面単位とする。
		午前 9:00～12:00	2,050	1,620	
		午後 13:00～17:00	2,720	2,180	
		夜間 18:00～21:00	3,040	2,410	

備考

- 冷暖房期間 (5月10日から10月20日まで及び11月1日から4月20日まで) は、それぞれの区分の利用料金に100分の30を乗じて得た額を加算します。
- 入場料、その他これに類する料金 (以下「入場料等」という。) を徴収する場合は、それぞれの区分の利用料金に、次に定める率を乗じて得た額を加算します。
 - 入場料 1人につき 500円以上 1,000円未満のとき 100分の30
 - 入場料 1人につき 1,000円以上 2,000円未満のとき 100分の50
 - 入場料 1人につき 2,000円以上のとき 100分の100
- 商品の説明、販売を目的として使用する場合は、それぞれの区分の利用料金に、100分の100を乗じて得た額を加算します。
- 附属設備等を使用する場合は、別途料金を加算します。
- 算出した利用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。